

大阪・関西万博啓発及び淀川区魅力発信動画制作業務委託
公募型プロポーザル募集要項

1 業務の目的

2025年4月13日に開幕する大阪・関西万博において、区民を含む多くの来場者に向けて、大阪・関西万博の情報を発信すると同時に、淀川区の魅力を動画によりアピールすることを目的とします。

また、日本国内のみならず、世界各地からの来阪が見込まれることから、将来的に世界有数の広域交通ターミナルとして発展が見込まれる淀川区の認知度向上を図り、来訪意欲を高めることを目的とします。

大阪・関西万博とのつながりを交えながら淀川区が持つ魅力を発信し、閲覧者がSNSで拡散したいと思えるような構成にすることで、国内外へのアピールにつなげます。

2 委託料

金 825,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とします。

3 委託期間

業務委託契約締結日から令和7年2月14日まで

4 スケジュール

・公募開始	令和6年10月7日（月）
・質問受付期限	令和6年10月16日（水）
・質問に対する回答	令和6年10月23日（水）
・参加申出書提出締切	令和6年10月29日（火）
・参加指名等通知	令和6年11月5日（火）
・企画提案書類提出締切	令和6年11月13日（水）
・選定委員会（プレゼンテーション）	令和6年11月25日（月） 予定
・選定結果通知	令和6年11月28日（木）
・契約締結・事業開始	令和6年12月中旬
・業務完了	令和7年2月14日（金）

5 業務内容

別紙「仕様書」を参照

6 契約の締結

(1) 契約の方法

「大阪市契約規則」の規定に基づき委託契約を締結します。契約内容は、本市と協議の上、企画

提案書に基づき決定します。なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがあります。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約保証金

契約保証金 免除

保証人 否

7 応募資格

下記(1)～(8)の全ての要件を満たしている者に応募資格を認めます。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 過去3年以内（令和3年4月1日～令和6年3月31日）に官公庁または民間企業において、自治体や商品・サービス等をPRする動画を提案し、制作した実績（1契約につき300,000円以上）があること。
- (3) 公募型プロポーザル参加申出時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく指名停止措置及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
また、同要綱別表に掲げるいずれの措置要綱にも該当しないこと。
- (4) 公募型プロポーザル参加申出時において、会社再生法に基づく更生手続開始の申立て又は、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされたものでないこと。
- (5) 最近1事業年度の消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
- (7) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (8) 事業者が共同体を結成して申請する場合は、以下の要件を全て満たすときに限り可能とする。
ア 各事業者は、共同体の代表者となる事業者（代表者）を決め、代表者が全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つこと。なお、代表者は業務の遂行に責任を持つことができる事業者とすること。

- イ 参加申出以後、代表者及び共同体を構成する事業者（構成員）の変更は認めない。
- ウ 構成員すべての事業者が上記(1)～(7)の基準すべてを満たしていること。
- エ 代表者とならない事業者にあたっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
- オ 参加者申出時に共同体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書にはそれぞれの事業者の役割分担が詳細かつ明確に記載されていること。

8 質問の受付

(1) 受付方法

質問がある場合は、「質問票（様式1）」によりEメールにて送信してください。
なお、送信する場合、その件名に【大阪・関西万博啓発及び淀川区魅力発信動画制作業務委託
質問】と明記すること
(送信先) E-mail tl0009@city.osaka.lg.jp

(2) 受付期間

令和6年10月7日(月)午前9時～令和6年10月16日(水)午後5時までとします。
締切以降の質問は受け付けません。

(3) 回答

受け付けた質問は令和6年10月23日(水)午後5時以降、淀川区役所ホームページで回答を公開
します。

9 参加申出及び企画提案に必要な書類

(1) 公募型プロポーザル参加申出書類

① 提出書類等

公募型プロポーザル参加申出については、【別表1】の書類を提出すること。

② 提出期間

令和6年10月7日(月)午前9時～令和6年10月29日(火)午後5時まで
提出期間最終日を除く受付時間は、閉庁日を除く午前9時～午後5時30分まで

③ 提出場所

大阪市淀川区十三東2-3-3 淀川区役所 政策企画課【51番窓口】

(2) 公募型プロポーザル参加指名通知等の送付

公募型プロポーザル参加申出書類提出後に、当区の参加資格審査においてその資格を認めた者
に対し、公募型プロポーザル参加指名通知書を令和6年11月5日(火)付けで送付します。
指名されなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。

(3) 企画提案書類等

① 提出書類等

【応募者全員】企画提案については、【別表2】の書類を提出すること

②提出期間

令和6年11月11日(月)午前9時～令和6年11月13日(水)正午まで

提出期間最終日を除く受付時間は、閉庁日を除く午前9時～午後5時30分まで

③提出部数

【別表2】の書類を10部(正本1部・副本9部、副本は複写可とします)

※なお、副本については、事業者名や事業者が特定される表現の記載はしないでください。

※受注予定事業者の決定は、企画提案書副本により、外部の有識者をはじめとする選定委員会で選考し決定します。

④提出場所

大阪市淀川区十三東2-3-3 淀川区役所 政策企画課【51番窓口】

(4) その他

提出書類は、各期限までに持参により提出してください。

なお、提出時間は平日の午前9時から午後5時30分まで(期限日当日は正午まで)とし、郵送、FAX、Eメールによる提出は受け付けません。ただし、様式1の提出についてはEメールによる提出となります。

10 選定

(1) 選定基準

審査は、次の視点に基づく配点とする(合計100点)。委員全員が採点した点数の合計点を求め、合計点が最も高い提案者を受注予定者に決定する。(合計点が60点に満たない場合選定対象としない)

項目及び評価事項		配点
(1) 企画・制作力 (60点)	・業務の目的やコンセプトを理解できているか	15
	・創意工夫やアイデアなどが盛り込まれた特筆すべき提案内容となっているか	25
	・伝わる動画を制作するために必要な技術・構成・演出力を有しているか	20
(2) 効果性 (20点)	・業務目的に見合う効果が期待できるか	20
(3) 実現性 (10点)	・類似業務の実績や業務遂行のための人員体制があり、妥当な業務スケジュールとなっているか	10

(4) その他 (10点)	・所要経費の内訳と提案内容に整合性があるか	10
合 計		100

(2) 受注候補者の選定にあたっては、選定の透明性・公平性を担保するため、学識経験者等有識者をはじめとする委員によって構成された選定委員会を開催し、企画提案の選定を行います。

(3) 審査・選定は、書類審査とプレゼンテーションにて行います。プレゼンテーションは、提出した企画提案書を用いて15分以内で行ってください。

なお、プレゼンテーションは、紙資料のみにより行うこととし、プロジェクター等の使用は認めません。

選定委員会開催日時：令和6年11月25日（月）予定

なお、時間帯につきましては、公募型プロポーザル参加指名通知書をもって各参加事業者に通知いたします。

提出された企画提案書及びプレゼンテーションにより評価を行い、受注予定事業者を決定します。評価点が最も高い事業者が複数ある場合には、その事業者の中で「専門事業者ならではの創意工夫やアイデアなどが盛り込まれた特筆すべき提案内容となっているか」の項目の評価点が最も高い事業者を受注予定事業者とします。この項目も同点である場合には、くじ引きにより受注予定事業者を決定します。

ただし、全ての企画提案について、各選定委員による評価点の合計平均評価点が60点未満であった場合、受注予定事業者は無しとします。

審査結果については、書面により各参加事業者に通知するとともに淀川区役所ホームページに掲載します。

なお、審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けません。

(4) 選定委員会における選定後、選定結果は、全参加者に書面で通知するとともに、選定結果の概要を区ホームページへ掲載し公表します。

11 失格事由

次に掲げる事由に該当するときは、本件にかかる選定対象から除外するものとします。

(1) 定められた期限内に必要な書類が提出されなかったとき、または辞退の申し出があったとき。

(2) 不正もしくは虚偽の記載が判明したとき。

(3) 審査員への接触や他の参加者への謀議などにより、審査に影響を及ぼす恐れのある不正もしくは悪質な行為を行ったとき。

(4) 契約上限額を超える提案があったとき。

12 企画提案に要する費用、条件等

(1) 企画提案書の作成に要する費用は、提案者の負担とします。

(2) 採用された企画提案書は「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となります。

(3) すべての提出書類は返却しません。

(4) 提出された企画提案書は、審査・業者選定以外の目的では無断で使用しません。

(5) 期限後の提出、期限後の差し替え等は認めません。

(6) 提出された書類に虚偽の申請があった場合には当該公募型プロポーザルの参加を無効とします。

(7) 申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた場合については、当該公募型プロポーザルの参加を無効とします。

13 担当（提出、問合せ先）

〒532 - 8501 大阪市淀川区十三東 2-3-3 淀川区役所 政策企画課 【51 番窓口】

担当： 宮上・松本・八木

TEL：06 - 6308 - 9404 E-Mail：tl0009@city.osaka.lg.jp

ホームページ <http://www.city.osaka.lg.jp/yodogawa/>